

2 1 労 福 号 外
平成 2 1 年 8 月 2 5 日

愛知県経営者協会 御中

愛知県産業労働部長

新型インフルエンザに係る対応について（通知）

新型インフルエンザにつきましては、8月21日に、厚生労働省から全国的な流行が始まった旨の発表がされました。

今後、感染が急激に拡大することも十分に考えられることから、下記の点について、再度、貴協会の会員企業にご周知くださるようお願いいたします。

記

- 新型インフルエンザの予防については、**手洗い、うがい、咳エチケットの徹底**等の基本的な感染防止方法の実施や、感染者に接触しないという個人単位での感染防止策を徹底してください。
- 県ホームページにおいて新型インフルエンザに関する情報を提供していますので、ご留意いただくとともに、**正確な情報に基づく冷静な対応**をお願いします。

インフルエンザ関連情報（愛知県）：<http://www.pref.aichi.jp/0000024410.html>

- 管理監督者や従業員が新型インフルエンザに感染するなどにより出勤できなくなった場合に、企業活動が停滞することのないよう、予め代替者を選任しておくなど、事業活動が継続できるような体制を決めておくことが重要です。

なお、BCP（事業継続計画）を策定する場合は、中小企業庁のホームページを参考にしてください。（中小企業庁 HP www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html）

- あわせて、従業員が保健所から自宅待機を指示された場合や、家族の看病、あるいは保育施設等が臨時休業となり出勤できない場合などの休暇制度を設けるなど、当該従業員に対する人事労務上の配慮をお願いいたします。

担 当 労働福祉課
労使関係グループ（長江）
電 話 052-954-6361（ダイヤルイン）

「咳エチケット」とは

咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう
マスクを持っていない時は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけましょう
使用後のティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう
咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう